

（裏面）

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事 印</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第六十九條の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 第二十四條第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。</p> <p>第二百六條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（省略）</p> <p>二 第六十九條の二十二第一項若しくは第二項、第六十九條の三十第一項（第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百十五條の四十第一項（第百十五條の四十二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三（省略）</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>厚生労働大臣又は都道府県知事 印</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第六十九條の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 第二十四條第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。</p> <p>第二百六條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一（省略）</p> <p>二 第六十九條の二十二第一項若しくは第二項、第六十九條の三十第一項（第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百十五條の三十四第一項（第百十五條の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三（省略）</p>
--	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（表面）

第二百六條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第六十九條の二十二第一項若しくは第二項、第六十九條の三十第一項（第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第一百十五條の四十第一項（第一百五條の四十二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）

介護保険検査証
法第六十九條の三十、
第六十九條の三十三關係

（表面）

第二百六條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第六十九條の二十二第一項若しくは第二項、第六十九條の三十第一項（第六十九條の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第一百十五條の三十四第一項（第一百五條の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）

介護保険検査証
法第六十九條の三十、
第六十九條の三十三關係

様式第五号（第六十五條の四關係）

(表面)

	介護保険検査証 (法第百條・第百十 五條の三十三關係)
--	-----------------------------------

様式第五号（第六十五條の四關係）

(表面)

	介護保険検査証 (法第百條關係)
--	---------------------

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;"> 厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</p> <p>第二百三條の三 第百條第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第三項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第三項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第百條第一項、第百十二條第一項、第百十五條の七第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十七第一項又は第百十五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三 (省略)</p>
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;"> 厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</p> <p>第二百三條の三 第百條第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (省略)</p> <p>二 第四十二條第三項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第三項、第四十九條第三項、第五十四條第三項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第三項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第百條第一項、第百十二條第一項、第百十五條の七第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の二十七第一項又は第百十五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>三 (省略)</p>
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;"> 厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>（報告等）</p> <p>第百十五条の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>（指定情報公表センターの指定）</p> <p>第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center;">顔写真</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;"> 厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印 </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">介護保険法(抄)</p> <p>（報告等）</p> <p>第百十五条の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>（指定情報公表センターの指定）</p> <p>第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第一百条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準</p> <p>二（四）（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第一百条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準</p> <p>二（四）（略）</p>

(入退院)

第九条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る
居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病
歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指
定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めな
ければならない。

4・5 (略)

(入退院)

第九条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る
居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病
歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項に規定する指
定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めな
ければならない。

4・5 (略)

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設の場合にあつては、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>別表第二（第五条関係）</p> <p>（略）</p>	<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第二の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設の場合にあつては、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>別表第二（第五条関係）</p> <p>（略）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	介護保険法第八条第二十七項に規定する介護 老人保健施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	介護保険法第八条第二十五項に規定する介 護老人保健施設	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第百六号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第七十二条及び第七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八十二条の二第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八十二条の二第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」と、「第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるのは</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）</p> <p>第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第七十二条及び第七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八十二条の二第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八十二条の二第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」と、「第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるのは「</p>